保育園、こども園の保護者各位　　令和 3 年 1 月 12 日

横浜市私立保育園園長会
会長 大庭良治

未曾有の災禍の中、保護者の皆様におかれましては、大変なご苦労をされながらも園の運営に多大なるご協力いただいている事、心より感謝を申し上げます。

さて、横浜市内におきましては、**昨年末までに４１園の園が新型コロナ感染症によって休園の措置をとりました。しかしながら、年が明け１月６日までにその数が６０園に急増し**、急激な感染の広まりに戦慄を感じるところです。緊急事態宣言は発令されたものの、園児、職員を感染から守る手立ては示されず、このままでは保育崩壊も現実味を帯びてきます。手遅れになる前に、横浜市私立保育園園長会より保育園こども園利用者の皆様に、感染拡大防止のためのご協力を以下の通りお願いする次第です。

以下の方は登園を見合わせていただくようご協力をお願いいたします。

園児、保護者、同居される方が、

① 発熱、のどの痛み、咳など、新型コロナ感染症が疑われる症状がある場合
② 少しでも体調に異変を感じた場合
③ 濃厚接触者となった場合、または少しでも濃厚接触者と疑われそうな場合
④ 経過観察を行っているため自宅待機している場合

登園を再開する場合

園児、保護者、同居される方が、

① 陽性者であった場合は PCR 検査にて陰性を確認後、登園を再開していただくようお願いします。
② 濃厚接触者であった場合は、経過観察後、できましたら PCR 検査にて陰性を確認後、登園を再開していただくようお願いします。

お願い：「療養終了後に勤務などを再開するにあたって、職場などに陰性証明を出す必要はない」と厚労省のホームページに記載がありますが、園は、子どもたちにとって職場ではなく、安全に過ごすための生活の場所です。そして密の環境は避けられません。職員が、安心して保育を行うためにも、PCR 検査を受け、陰性であることを証明できる書類を園にご提出いただければと思います。

細心の注意を払っていても、誰もが陽性者になりうる可能性があります。今は、新型コロナ感染症に「なりそうな時」「なった時」の迅速かつ安全を確認できる対応が大切だと考えます。園児、職員が安心して過ごせる環境を維持できますよう皆様のご協力を切にお願い申し上げます。※なお、本通知は横浜市私立保育園園長会の独自のお願いであり、横浜市の指導、決定等に基づくものではないことを念のため申し添えます。